

社会生活基本調査規則の一部を改正する省令について

1 社会生活基本調査の概要

社会生活基本調査（基幹統計調査）は、国民の生活時間の配分及び自由時間等における主な活動（「スポーツ」、「学習・研究」、「趣味・娯楽」、「ボランティア活動」及び「旅行・行楽」）について調査し、国民の社会生活の実態を全国及び地域別に明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とするものであり、昭和 51 年以降 5 年ごとに実施している。

2 改正の理由

平成 23 年社会生活基本調査の実施に当たり、調査事項の変更等を行う必要があることから社会生活基本調査規則（昭和 56 年総理府令第 38 号）の一部改正を行うものである。

調査事項の変更については、国民の生活行動及び生活時間の変化の実態をよりの確に捉えること等を目的に行うものである。なお、調査事項は、統計委員会の答申を踏まえ決定している。

3 改正の内容

(1) 調査事項の改正

今回の改正では、主に「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）等を踏まえたワーク・ライフ・バランスの分析に資する項目の充実、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）への対応としての個人の年間収入、健康状態など労働時間その他の生活時間の分析に資する項目の充実などの観点から調査事項の追加を行い、重要度の低くなった調査事項の廃止を行う。

① 「育児支援の利用の状況」に関する調査事項の追加

少子化対策に資する観点から、育児期の子を持つ親の就業時間と育児の手助けの状況を把握するため、育児支援の利用の状況に関する設問を追加する。

② 「勤務形態」に関する調査事項の追加

フレックスタイムや裁量労働制、短時間勤務など多様化する勤務形態と生活時間の配分との関連を分析するため、勤務形態を把握する設問を追加する。

③ 「年次有給休暇の取得日数」に関する調査事項の追加

年次有給休暇の取り方と生活時間の配分及び生活行動との関連を分析するため、年次有給休暇の取得日数を把握する設問を追加する。

④ 「希望する一週間の就業時間」に関する調査事項の追加

実際の就業時間と希望就業時間の差と生活時間の配分との関連を分析する

ため、また、無業者について、希望する就業時間を把握することによって、潜在的な労働力の計測に資するため、希望する就業時間を把握する設問を追加する。

⑤ 「ふだんの健康状態」に関する調査事項の追加

健康状態と就業時間など生活時間の配分との関連を分析するため、ふだんの健康状態を把握する設問を追加する。

⑥ 「仕事からの年間収入」に関する調査事項の追加

個人の仕事からの年間収入と就業時間など生活時間の配分との関連を分析するため、仕事からの年間収入を把握する設問を追加する。

⑦ 「十歳未満の世帯員数」及び「十歳以上の世帯員数」に関する調査事項の追加

調査の正確性を高める観点から、十歳未満及び十歳以上の世帯員数について、世帯主に質問することにより把握する。

⑧ 「介護の状況」に関する調査事項の調査対象の変更

主に就業状態との関係分析に用いる調査事項であるため、記入者負担の軽減の観点から、調査対象を十歳以上から十五歳以上に変更する。

⑨ 「インターネットの利用の状況」に関する調査事項の廃止

インターネットが普及し、他調査においてほぼ同様の内容が把握できるため、記入者負担の軽減の観点から、インターネットの利用状況に関する調査事項を廃止する。

⑩ 「週休制度」に関する調査事項の廃止

週休二日制度の普及が進み、生活時間の配分との関係分析における重要度が低まったため、記入者負担の軽減の観点から、週休制度に関する調査事項を廃止する。

⑪ 「連続した休暇の取得の状況」に関する調査事項の廃止

休暇の取得状況と生活時間の配分の分析については、年次有給休暇の取得日数を追加するため、記入者負担の軽減の観点から、連続した休暇の取得の状況に関する調査事項を廃止する。

⑫ 「居室の数」に関する調査事項の廃止

生活時間の配分との関係分析における重要度が低まったため、記入者負担の軽減の観点から、居室の数に関する調査事項を廃止する。

(2) 調査方法の変更

オンライン回答方式を導入することに伴う所要の改正を行う。

また、(1)⑦の追加に伴い、調査員が調査世帯に「質問する」ことを明記する。

(3) 報告の義務の対象者の変更

(1)①の追加に伴い、「十歳未満の世帯員」を報告の義務の対象者に追加する。

4 施行期日

公布の日から施行する。